

令和5年度 政策経営部、総務部、危機管理部、会計管理室、
選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局
定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
令和5年6月15日(木)	<p>【政策経営部】 政策企画課、ブランド戦略担当課、財政課、広聴広報課</p> <p>【総務部】 人事課、区政情報課、男女社会参画課（男女平等推進センター含む）</p> <p>【会計管理室】 会計管理室</p> <p>【選挙管理委員会事務局】 選挙管理委員会事務局</p>
令和5年6月16日(金)	<p>【政策経営部】 経営改革推進課、IT推進課、施設経営課</p> <p>【総務部】 総務課、契約管財課、課税課、納税課</p> <p>【危機管理部】 防災危機管理課、地域防災支援課</p> <p>【監査委員事務局】 監査委員事務局</p>
令和5年6月28日(水)	<p>【区議会事務局】 区議会事務局</p>

2 監査委員合議年月日 令和5年7月31日(月)

3 実施場所 監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲 (1) 令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、一部指導を行った。指導事項は以下のとおり。

7 指導事項

資金前渡にかかる不適正な会計事務処理について

防災危機管理課の監査を実施したところ、以下2点の問題点が確認された。

防災危機管理課では、危機対応職員タクシー利用等に関する支出、板橋区災害見舞金の支給及び経費の支出において、東京都板橋区会計事務規則（以下「規則」という。）第82条第1項及び第3項の規定により、毎月必要とする経費の資金前渡を受け、規則第85条の規定により証拠書類を添えて支払期間経過後5日以内に清算を行い、清算残金については翌月に繰越をしている。

- ① 危機対応職員タクシー利用等に関する支出において、令和4年10月28日の夜間に発生した火災による現地出向の際、駐車場代金として500円の支払を行った。当該支払については、本来であれば、令和4年10月分として清算すべきところ、令和4年11月分と合わせて清算を行った。
- ② 板橋区災害見舞金の支給及び経費の支出において、令和5年3月9日に10,000円の災害見舞金2件の支払を行った。災害見舞金の性質から領収書を徴することが困難であるため、支払証明書を作成しているが、誤って20,000円の支払証明書を2件作成し、誤った現金出納簿を作成した。さらに、年度末の清算において支出金額と現金出納簿、現金預金残高の確認を怠り、正当な戻入金額115,000円のところ、95,000円の清算戻入を令和5年4月3日に行った。戻入金額の誤りについては、令和5年5月9日に伝票帳簿と会計処理が異なることに気づき、同日20,000円の歳出戻入をした。

これらの処理は、規則に則っておらず不適正な事務処理である。

加えて、危機対応職員タクシー利用等に関する支出、板橋区災害見舞金の支給及び経費の支出については、ともに令和3年度末に清算戻入手続きの遅延があったため、令和4年度定期監査にて口頭注意を受けている。

資金前渡による支払は、公金支出の公正性を確保するため、事後必ず清算を伴うものであり、その清算は資金前渡受者が資金交付を目的どおりに、かつ適正な内容で債権者に支払をしたことを確認する行為である。

防災危機管理課には、法令遵守の徹底及び会計事務処理の適正化に向けたチェック機能の強化等、再発防止に向けた措置を早急に講じるよう求める。

(防災危機管理課)

令和5年度資源環境部、都市整備部、まちづくり推進室
及び土木部定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和5年6月26日(月)	【資源環境部】 環境政策課、板橋東清掃事務所、板橋西清掃事務所 【都市整備部】 住宅政策課 【まちづくり推進室】 まちづくり調整課、高島平まちづくり推進課 【土木部】 工事設計課
令和5年6月28日(水)	【都市整備部】 建築指導課 【まちづくり推進室】 鉄道立体化推進課 【土木部】 管理課、みどりと公園課、北部土木サービスセンター
令和5年6月29日(木)	【資源環境部】 資源循環推進課 【都市整備部】 都市計画課、建築安全課 【まちづくり推進室】 地区整備課 【土木部】 土木計画・交通安全課、南部土木サービスセンター

2 監査委員合議年月日 令和5年7月31日(月)

3 実施場所 監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲 (1) 令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務
(2) 原材料の保管及び施設、備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 原材料の保管状況は、適正か。(セメント、塩化カルシウム、角材など)
- (5) 平成29年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。(※平成29年度第1回行政監査テーマ「災害に強いまちづくりについて」の措置結果通知分)

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。ただし、一部指導を行った。指導事項は次のとおり。

7 指導事項

区営小茂根一丁目住宅使用料及び共益費の不適正な事務処理について

住宅政策課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

1. 建替減額不適用による使用料の過大徴収

公営住宅法及び東京都板橋区営住宅条例では、公営住宅の建替事業における使用料について、建替後の使用料が建替前の使用料を超えた場合は、差額の一定割合を減額すること（最大5年間。以下「建替減額」という。）を定めている。

住宅政策課は、区営小茂根一丁目住宅（以下「小茂根一丁目住宅」という。）の使用料算定において、建替減額を適用すべき世帯のうち一部の世帯（以下「本件世帯」という。）について適用せず、令和2年10月の入居当初から令和5年1月までの使用料を過大徴収し続けていた。

徴収していた使用料のうち過大徴収していた部分については、民法上、区の不当利得に当たるため、法定利率（年3%）を付して、本件世帯の使用者に返還することとなった。

過大徴収により返還することになった使用料は以下のとおりである。

本件世帯	過大徴収額（A）	法定利息（B）	返還額（A+B）
7世帯	1,900,350円	65,357円	1,965,707円

2. 共益費に該当しない費用の誤徴収

区営住宅は、自室以外の共用部分については使用者が自主管理することを前提としている。そのため、小茂根一丁目住宅の供用開始前に設置された区営住宅では、使用者で組織する自治会等（以下「自治会等」という。）が共用部分を管理し、その管理に係る費用については、各使用者から共益費を徴収し、その費用に充てていた。

小茂根一丁目住宅では、令和2年10月の供用開始当初から自治会等が組織されなかったことから、共用部分を区が管理し、それに係る費用を共益費として徴収してきた。

令和4年11月、住宅政策課が小茂根一丁目住宅の共益費の見直しを行っていたところ、「板橋区営住宅等における共益費等の取扱いに関する要綱（平成29年4月区長決定）」上、区営住宅の使用者から徴収することができる共益費は、

エレベーター保守管理費用の45%に相当する費用（以下「E V保守費用」という。）のみであるにもかかわらず、令和2年10月から令和4年11月まで徴収していた共益費において、E V保守費用以外の共用部分の管理に係る費用や生活援助員（※）を配置するための費用を含めて徴収していたことが判明した。また、徴収していた共益費が、実際の共用部分の管理に要した経費よりも過大であることも判明した。

そこで、住宅政策課は、E V保守費用以外の共用部分の管理に係る費用について、「東京都板橋区営住宅管理代行業務実施取扱要綱（令和5年1月区長決定）」を定め、その徴収の根拠を明確にした。

その結果、本来徴収すべきではない生活援助員を配置するための費用と、過大に徴収していた共益費を使用者へ返還することとなった。金額等は以下のとおりである。

対象世帯	返還額
66世帯	4,176,051円

以上のことから、住宅政策課が行った小茂根一丁目住宅における使用料及び共益費の徴収に関する一連の事務は、不適正な事務処理である。

住宅政策課は、使用料及び共益費の徴収に当たっては、根拠法令等に則った適正な徴収に努めるとともに、再度このような事態を招くことのないよう再発防止に向けた措置を早急に講じるよう求める。

（住宅政策課）

※ 生活援助員：区立高齢者住宅の入居者に対し緊急時対応等の業務を行う者であり、区は社会福祉法人に委託して各区立高齢者住宅に配置している。小茂根一丁目住宅には区立高齢者住宅からの移転者も居住しているため、供用開始当初は区立高齢者住宅と同様に生活援助員を配置していた。

令和5年度区立小・中学校定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和5年11月17日(金)	志村第一小学校、蓮根小学校、加賀小学校、 下赤塚小学校、高島第五小学校
令和5年11月21日(火)	新河岸小学校、蓮根第二小学校、緑小学校、 板橋第二小学校、中根橋小学校、上板橋小学校、 板橋第二中学校、上板橋第一中学校
令和5年11月22日(水)	志村第三小学校、成増ヶ丘小学校、高島第六小学校、 板橋第一中学校、板橋第三中学校、赤塚第一中学校、 赤塚第二中学校、高島第三中学校
令和5年11月24日(金)	志村第四小学校、紅梅小学校、志村第二中学校、 志村第三中学校、上板橋第二中学校

2 監査委員合議年月日 令和5年12月26日

3 実施場所 各小・中学校

4 監査の範囲

- (1) 令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、令和4年度及び令和5年度学校令達予算等に基づき計画的、効率的に行われているか。また、支出負担行為等の手続は適正か。
- (2) 各種勤務手当及び旅費の支給は勤務実態に適合しているか。
- (3) 施設及び備品の管理状況は適正か。

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。
ただし、一部指導を行った。指導事項は次のとおり。

7 指導事項

不適正な備品管理について

下赤塚小学校の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

下赤塚小学校では、監査実施日現在、885点の備品を保有していたが、保有していた全ての備品において、新財務会計システムから出力される備品シールが貼付されていないことが発覚した。

「物品管理の手引」では「備品とは、その形状、性質を変えずに比較的長期間継続して使用可能であり、かつ保存することができるもので、消費税を含まない本体の購入予定価格が2万円以上の物品」とし、「備品の管理においては、備品シールを貼付する」としている。

平成30年度に運用開始した新財務会計システムでは、旧財務会計システムと備品番号の持ち方が異なることから、会計管理者は「新財務会計システム稼働に伴う会計事務及び物品管理事務の運用変更について」（平成30年3月2日付け29板会第131号）及び「平成30年度供用備品現在高調査について」（平成30年7月9日付け30板会第75号）を発出し、全備品について備品シールを貼り替える必要があること、及び、平成30年度に実施する供用備品現在高調査と同時に備品シールの貼替作業を行う必要があることを通知した。

しかしながら、下赤塚小学校では、平成29年度以前に取得した旧備品シールが貼付されている備品について、新財務会計システムから出力される備品シールへの貼替作業を怠っていた。また、新財務会計システム稼働後に取得した備品についても、備品シールを貼付していなかった。

以上のことから、下赤塚小学校における備品管理は不適正な事務処理である。

学校長は東京都板橋区物品管理規則及び東京都板橋区立学校財務会計事務の特例に関する規則並びに「物品管理の手引」に則った適正な備品管理のための措置を早急に講じるよう求める。

(下赤塚小学校)

令和5年度 区民文化部、産業経済部及び
農業委員会事務局定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
令和5年11月13日(月)	<p>【区民文化部】 常盤台地域センター、南常盤台一丁目集会所、 志村坂上地域センター、志村コミュニティホール、 志村城山公園内集会所、 徳丸地域センター、きたのホール、徳丸石川集会所 志村坂上区民事務所</p> <p>【産業経済部】 ものづくり研究開発連携センター</p>
令和5年11月14日(火)	<p>【区民文化部】 板橋地域センター、下板橋駅前集会所、 仲宿地域センター、仲宿集会所、 富士見地域センター、本町集会所、 蓮根地域センター、ロータスホール、坂下二丁目集会所、 舟渡地域センター、舟渡ホール、 下赤塚地域センター、四葉集会所、 蓮根区民事務所、下赤塚区民事務所、 美術館</p> <p>【産業経済部】 いたばし観光センター</p>
令和5年11月15日(水)	<p>【区民文化部】 地域振興課、戸籍住民課、文化・国際交流課、 スポーツ振興課</p> <p>【産業経済部】 産業振興課、産業戦略担当課、くらしと観光課、 赤塚支所</p> <p>【農業委員会事務局】 農業委員会事務局</p>
令和5年12月20日(水)	<p>【産業経済部】 くらしと観光課</p>
令和6年1月16日(火)	<p>【区民文化部】 地域振興課（蓮根地域センター）</p>
令和6年1月18日(木)	<p>【区民文化部】 文化・国際交流課（美術館）</p>

2 監査委員合議年月日

令和6年1月30日(火)

3 実施場所

監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 平成28年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※ 平成28年度第2回行政監査テーマ「文化芸術事業について」の措置結果通知分

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、「7 指導事項」のとおり、一部指導を行った。また、地域センターにおける準公金の取扱いについて、「8 意見」のとおり、意見を付す。

7 指導事項

- (1) 物品購入における不適正な契約事務について

① 蓮根地域センターの監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

ア 蓮根地域センターにおいて、消耗品の購入に係る支出関係書類に添付している見積書のうち契約の相手方以外の見積書が、徴取時点において既に廃業していた者（以下「非契約者」という。）が発行した見積書であることが判明した。また、非契約者が既に廃業していたことを含め、非契約者の状況を何ら把握しておらず、適切な手続きにより非契約者から見積書を徴したとは言い難いものであった。

イ 契約の相手方と非契約者は以前の同業者であり、蓮根地域センターは、契約の相手方から契約の相手方と非契約者を見積書を合わせて受領したことが判明した。

ウ 以上の案件は、令和5年度において12月末日現在で3件163,617円となっていた。

随意契約による契約事務手続きについて、東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）第35条に、「区長は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書（電子調達案件にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴するものとする。」と定めている。

また、「契約事務の手引」には、「規則第65条第1号に規定する契約で、物品の購入等、競争性があるものについては、小規模事業者登録制度に登録している事業者から見積を徴するときなどの例外を除き、なるべく2者以上の者から見積書を徴し、

支出予定金額(予定価格)以下で最低価格を提示した者を契約の相手方とすること」としている。

さらに、平成19年7月4日付け19板総契第189号「主管課における契約行為について(依頼)」において、「見積書を他社の分も一緒に提出させる」行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に規定する「入札談合等関与行為」に該当する可能性があるとして、注意喚起が行われている。

以上のことから本案件は、2者以上の見積書を1者から徴することにより規則第35条及び契約事務の手引に則った事務手続きを装うもので、入札談合等関与行為に該当する可能性がある行為が繰り返し行われており、その事務処理は不適正である。

蓮根地域センターは、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、組織内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底について厳格に取り組む必要がある。

② 美術館の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

ア 美術館において、消耗品の購入に係る支出関係書類に添付している見積書のうち契約の相手方以外の見積書が、徴取時点において既に廃業していた者(以下「非契約者」という。)が発行した見積書であることが判明した。また、非契約者が既に廃業していたことを含め、非契約者の状況を何ら把握しておらず、適切な手続きにより非契約者から見積書を徴したとは言い難いものであった。

イ 契約の相手方と非契約者は以前の同業者であり、美術館は、契約の相手方から非契約者を見積書を合わせて受領したことが判明した。

ウ 以上の案件は、令和4年度が2件46,090円、令和5年度が12月末日現在で1件48,180円となっていた。

随意契約による契約事務手続きについて、東京都板橋区契約事務規則(以下「規則」という。)第35条に、「区長は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書(電子調達案件にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を徴するものとする。」と定めている。

また、「契約事務の手引」には、「規則第65条第1号に規定する契約で、物品の購入等、競争性があるものについては、小規模事業者登録制度に登録している事業者から見積を徴するときなどの例外を除き、なるべく2者以上の者から見積書を徴し、支出予定金額(予定価格)以下で最低価格を提示した者を契約の相手方とすること」としている。

さらに、平成19年7月4日付け19板総契第189号「主管課における契約行為について(依頼)」において、「見積書を他社の分も一緒に提出させる」行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に規定する「入札談合等関与行為」に該当する可能性があるとして、注意喚起が行われている。

以上のことから本案件は、2者以上の見積書を1者から徴することにより規則第35条及び契約事務の手引に則った事務手続きを装うもので、入札談合等関与行為に該当する可能性がある行為が繰り返し行われており、その事務処理は不適正である。

美術館は、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、組織内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底について厳格に取り組む必要がある。

(2) いたばし花火大会における火災事故の発生について

くらしと観光課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

くらしと観光課は、板橋区と板橋区観光協会（以下「観光協会」という。）の主催による「いたばし花火大会」の開催にあたり、「いたばし花火大会共催協定書（以下「協定書」という。）」を締結し、観光協会に対して令和5年度に76,552,000円を負担金として支出している。（今年度中に清算が行われ、一部戻入が生じる見込みである。）

また、くらしと観光課は、くらしと観光課職員が観光協会事務局職員を兼職している状況であり、協定書において定められた板橋区と観光協会の事務を分担し、執行している。

令和5年8月5日に開催された「第64回いたばし花火大会」において、『大ナイアガラの滝』時における下草への延焼事故（以下「延焼事故」という。）が発生し、「第64回いたばし花火大会」は実施プログラムを完遂することなく途中で打ち切りとなり、所期の目的を達成できなかった。

板橋区は、「2023 花火大会火災事故検証会議」を設置し、延焼事故の検証と再発防止に向けた方向性を取りまとめた「第64回いたばし花火大会『大ナイアガラの滝』時における下草への延焼事故報告書」（以下「報告書」という。）を令和5年9月8日に公表した。

報告書では、花火大会の開催が4年ぶりとなったことにより、言語化されたもののほか言語化されていない暗黙知をも含めたノウハウの継承に減衰が発生し、ノウハウに依存した従前のマニュアルが十分に機能しなかったことを反省点としている。

この具体的な事例として、下草の刈込みに関する課題、事前の散水に関する課題、消火要員の配置に関する課題等を挙げているが、いずれの事例も過去に事故が発生していないこともあり、その内容について十分な検討や精査が行われていなかったものである。

くらしと観光課には、報告書に示された方向性に沿う再発防止策を観光協会とともに早急に定め、その対策を実施することにより安全・安心が確保された花火大会の実現に向けた措置を講じるよう求める。

8 意見

令和4年度の定期監査の結果、指摘相当とした大谷口地域センターにおける、いわゆる準公金等の不適切な取扱いについては、令和5年4月13日付け4板区地第952号の2により、措置結果通知を受領したところである。

今回、措置結果に則った事務処理が行われているかについて、監査対象となった地域センターにおいて検証を行ったところ、複数の地域センターで「地域センター事務の手引き」や「準公金の会計事務」（以下「手引き等」という。）が遵守されていない状況が確認された。

これらの中には、多種の準公金を同時に取り扱う必要があることや地域センターの近隣に金融機関が存在しないといった立地条件等が要因となり、手引き等に定められた事務処理基準が、地域センターの実務と必ずしも適合しない面があることが見受けられた。

地域振興課は、手引き等を実効性のあるものとし、より適正な事務執行に努められたい。

令和5年度子ども家庭部定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和5年12月15日(金)	[保育園] 志村橋保育園、小桜保育園、 高島平もみじ保育園、上板橋保育園、 緑が丘保育園、さかうえ保育園 [児童館] 志村児童館、志村橋児童館、上板橋児童館、 蓮根第二児童館、緑が丘児童館、 さかうえ児童館
令和5年12月18日(月)	子ども家庭総合支援センター (支援課、援助課、保護課、法務担当課) [保育園] 大谷口保育園、高島平つぼみ保育園、 赤塚新町保育園、高島平くるみ保育園、 ゆりの木保育園 [児童館] 新河岸児童館、ゆりの木児童館、 大山東児童館
令和5年12月20日(水)	子ども政策課、保育運営課、保育サービス課、 子育て支援課

2 監査委員合議年月日 令和6年1月30日(火)

3 実施場所 監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲 (1) 令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務 (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。 (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。 (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。 (4) 令和2年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。 ※ 令和2年度第1回行政監査テーマ「保育所の待機児童対策について」の措置結果通知分

6 監査の結果 一部不適正な事務処理があったので、「指摘」とした。 指摘事項は、次のとおり。

7 指摘事項

(1) 保育運営課

保育運営課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

- ① 保育運営課において、消耗品及び備品の購入に係る支出関係書類に添付している見積書のうち、契約の相手方以外の見積書が徴取時点において、既に廃業している者（以下「非契約者」という。）が発行した見積書であることが判明した。また、非契約者が既に廃業していることを含め、非契約者の状況を何ら把握しておらず、適切な手続きにより非契約者から見積書を徴したとは言い難いものであった。
- ② 契約の相手方と非契約者は以前の同業者であり、保育運営課は、契約の相手方から非契約者を見積書を合わせて受領したことが判明した。
- ③ 以上の案件は、令和4年度が21件7,449,233円、令和5年度が12月末日現在で17件6,461,890円に及んでいた。

随意契約による契約事務手続きについて、東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）第35条に、「区長は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書（電子調達案件にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴するものとする。」と定めている。

また、「契約事務の手引」には、「規則第65条第1号に規定する契約で、物品の購入等、競争性があるものについては、小規模事業者登録制度に登録している事業者から見積を徴するときなどの例外を除き、なるべく2者以上の者から見積書を徴し、支出予定金額（予定価格）以下で最低価格を提示した者を契約の相手方とすること」としている。

さらに、平成19年7月4日付け19板総契第189号「主管課における契約行為について（依頼）」において、見積書を他社の分も一緒に提出させる行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に規定する「入札談合等関与行為」に該当する可能性があるとして、注意喚起が行われている。

以上のことから本案件は、2者以上の見積書を1者から徴することにより規則第35条及び契約事務の手引に則った事務手続きを装うもので、入札談合等関与行為に該当する可能性がある悪質な行為が繰り返し行われており、その事務処理は極めて不適正である。

保育運営課は、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、課内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底について厳格に取り組む必要がある。

(2) 子育て支援課

子育て支援課及び児童館の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

- ① 子育て支援課及び複数の児童館において、消耗品の購入に係る支出関係書類に添付している見積書のうち、契約の相手方以外の見積書が徴取時点において、既に廃業している者（以下「非契約者」という。）が発行した見積書であることが判明した。また、非契約者が既に廃業していることを含め、非契約者の状況を何ら把握しておらず、適切な手続きにより非契約者から見積書を徴したとは言い難いものであった。
- ② 契約の相手方と非契約者は以前の同業者であり、子育て支援課及び該当する児童館は、契約の相手方から非契約者を見積書を合わせて受領したことが判明した。
- ③ 子育て支援課においては、令和4年度に1件623,876円、児童館においては、監査対象の児童館9館のうち、令和4年度が8館16件793,903円、令和5年度が12月末日現在で4館8件258,502円に及んでいた。

随意契約による契約事務手続きについて、東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）第35条に、「区長は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書（電子調達案件にあっては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴するものとする。」と定めている。

また、「契約事務の手引」には、「規則第65条第1号に規定する契約で、物品の購入等、競争性があるものについては、小規模事業者登録制度に登録している事業者から見積を徴するときなどの例外を除き、なるべく2者以上の者から見積書を徴し、支出予定金額（予定価格）以下で最低価格を提示した者を契約の相手方とすること」としている。

さらに、平成19年7月4日付け19板総契第189号「主管課における契約行為について（依頼）」において、見積書を他社の分も一緒に提出させる行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に規定する「入札談合等関与行為」に該当する可能性があるとして、注意喚起が行われている。

以上のことから本案件は、2者以上を見積書を1者から徴することにより規則第35条及び契約事務の手引に則った事務手続きを装うもので、入札談合等関与行為に該当する可能性がある悪質な行為が広範にわたる児童館等で行われている。この事務処理は極めて不適正であり、また、児童館との連絡調整、児童館職員の実務研修及び児童館の運営管理に関することを分掌事務とする子育て支援課がその責務を十分に果たしているとは言い難い。

子育て支援課及び各児童館は、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、課及び館内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底について厳格に取り組む必要がある。さらに、児童館との連絡調整に関すること等を分掌事務とする子育て支援課は、全児童館に対し、同様の措置を早急に講じる必要がある。

令和5年度教育委員会事務局定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和6年1月10日(水)	指導室、新しい学校づくり課、学校配置調整担当課、板橋フレンドセンター、富士見台小学校あいキッズ、板橋第一小学校あいキッズ、板橋第二小学校あいキッズ、蓮根第五小学校あいキッズ
令和6年1月11日(木)	教育支援センター、成増教育相談室、生涯学習課、大原生涯学習センター、地域教育力推進課、若木小学校あいキッズ、中台小学校あいキッズ
令和6年1月29日(月)	教育総務課
令和6年2月1日(木)	中央図書館、緑小学校あいキッズ、北前野小学校あいキッズ
令和6年2月5日(月)	学務課

2 監査委員合議年月日

令和6年2月28日(水)

3 実施場所

監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

(1) 令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務

(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

(1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。

(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

(4) 令和2年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※ 令和2年度行政監査テーマ「区立小・中学校におけるICT化の推進について」の措置結果通知分

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、「7 指導事項」のとおり、一部指導を行った。

7 指導事項 物品購入における不適正な契約事務について

① 学務課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

ア 学務課において、消耗品の購入に係る支出関係書類に添付している見積書のうち契約の相手方以外の見積書が、徴取時点において既に廃業していた者（以下「非契約者」という。）が発行した見積書であることが判明した。また、非契約者が既に廃業していたことを含め、非契約者の状況を何ら把握しておらず、適切な手続きにより非契約者から見積書を徴したとは言い難いものであった。

イ 契約の相手方と非契約者は以前の同業者であり、学務課は、契約の相手方から契約の相手方と非契約者を見積書を合わせて受領したことが判明した。

ウ 以上の案件は、令和4年度が12件593,318円となっていた。

随意契約による契約事務手続きについて、東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）第35条に、「区長は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書（電子調達案件にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴するものとする。」と定めている。

また、「契約事務の手引」には、「規則第65条第1号に規定する契約で、物品の購入等、競争性があるものについては、小規模事業者登録制度に登録している事業者から見積を徴するときなどの例外を除き、なるべく2者以上の者から見積書を徴し、支出予定金額（予定価格）以下で最低価格を提示した者を契約の相手方とすること」としている。

さらに、平成19年7月4日付け19板総契第189号「主管課における契約行為について（依頼）」において、「見積書を他社の分も一緒に提出させる」行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に規定する「入札談合等関与行為」に該当する可能性があるとして、注意

喚起が行われている。

以上のことから本案件は、2者以上の見積書を1者から徴することにより規則第35条及び契約事務の手引に則った事務手続きを装うもので、入札談合等関与行為に該当する可能性がある行為が繰り返し行われており、その事務処理は不適正である。

学務課は、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、組織内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底について厳格に取り組む必要がある。

(学務課)

② 教育支援センター（成増教育相談室）の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

ア 教育支援センター（成増教育相談室）において、消耗品の購入に係る支出関係書類に添付している見積書のうち契約の相手方以外の見積書が、徴取時点において既に廃業していた者（以下「非契約者」という。）が発行した見積書であることが判明した。また、非契約者が既に廃業していたことを含め、非契約者の状況を何ら把握しておらず、適切な手続きにより非契約者から見積書を徴したとは言い難いものであった。

イ 契約の相手方と非契約者は以前の同業者であり、教育支援センター（成増教育相談室）は、契約の相手方から契約の相手方と非契約者を見積書を合わせて受領したことが判明した。

ウ 以上の案件は、令和4年度が4件178,340円、令和5年度が1月末日現在で2件82,246円となっていた。

随意契約による契約事務手続きについて、東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）第35条に、「区長は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書（電子調達案件にあっては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴するものとする。」

と定めている。

また、「契約事務の手引」には、「規則第 65 条第 1 号に規定する契約で、物品の購入等、競争性があるものについては、小規模事業者登録制度に登録している事業者から見積を徴するときなどの例外を除き、なるべく 2 者以上の者から見積書を徴し、支出予定金額（予定価格）以下で最低価格を提示した者を契約の相手方とすること」としている。

さらに、平成 19 年 7 月 4 日付け 19 板総契第 189 号「主管課における契約行為について（依頼）」において、「見積書を他社の分も一緒に提出させる」行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に規定する「入札談合等関与行為」に該当する可能性があるとして、注意喚起が行われている。

以上のことから本案件は、2 者以上の見積書を 1 者から徴することにより規則第 35 条及び契約事務の手引に則った事務手続きを装うもので、入札談合等関与行為に該当する可能性がある行為が繰り返し行われており、その事務処理は不適正である。

教育支援センター（成増教育相談室）は、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、組織内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底について厳格に取り組む必要がある。

（教育支援センター）

（成増教育相談室）

③ 生涯学習課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

ア 生涯学習課が所管する郷土資料館において、消耗品の購入に係る支出関係書類に添付している見積書のうち契約の相手方以外の見積書が、徴取時点において既に廃業していた者（以下「非契約者」という。）が発行した見積書であることが判明した。

また、非契約者が既に廃業していたことを含め、非契約者の状況を何ら把握しておらず、適切な手続きにより非契約者から見積書を徴したとは言い難いものであった。

イ 契約の相手方と非契約者は以前の同業者であり、生涯学習課が所管する郷土資料

館は、契約の相手方から非契約者の見積書を合わせて受領したことが判明した。

ウ 以上の案件は、令和4年度が4件 296,290円、令和5年度が1月末日現在で2件 86,614円となっていた。

随意契約による契約事務手続きについて、東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）第35条に、「区長は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書（電子調達案件にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴するものとする。」と定めている。

また、「契約事務の手引」には、「規則第65条第1号に規定する契約で、物品の購入等、競争性があるものについては、小規模事業者登録制度に登録している事業者から見積を徴するときなどの例外を除き、なるべく2者以上の者から見積書を徴し、支出予定金額（予定価格）以下で最低価格を提示した者を契約の相手方とすること」としている。

さらに、平成19年7月4日付け19板総契第189号「主管課における契約行為について（依頼）」において、「見積書を他社の分も一緒に提出させる」行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に規定する「入札談合等関与行為」に該当する可能性があるとして、注意喚起が行われている。

以上のことから本案件は、2者以上の見積書を1者から徴することにより規則第35条及び契約事務の手引に則った事務手続きを装うもので、入札談合等関与行為に該当する可能性がある行為が繰り返し行われており、その事務処理は不適正である。

生涯学習課は、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、組織内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底について厳格に取り組む必要がある。さらに、郷土資料館との連絡調整に関すること等を所管する生涯学習課は、郷土資料館に対し、同様の措置を早急に講じる必要がある。

（生涯学習課）

令和5年度健康生きがい部及び福祉部定期監査結果報告について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和6年1月17日 (水)	【健康生きがい部】 長寿社会推進課、介護保険課、 板橋健康福祉センター、志村健康福祉センター、 おとしより保健福祉センター 【福祉部】 生活支援課、生活支援臨時給付金担当課、 板橋福祉事務所、赤塚福祉事務所
令和6年1月18日 (木)	【健康生きがい部】 国保年金課、予防対策課、感染症対策課、 高島平健康福祉センター、 備品実査（保健所・板橋健康福祉センター） 【福祉部】 志村福祉事務所
令和6年1月19日 (金)	【健康生きがい部】 後期高齢医療制度課、健康推進課、生活衛生課、 上板橋健康福祉センター、赤塚健康福祉センター、 【福祉部】 障がい政策課、障がいサービス課

2 合議年月日

令和6年2月28日（水）

3 実施場所

監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。

- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、「7 指導事項」のとおり、一部指導を行った。

7 指導事項 物品購入における不適正な契約事務について

① 志村福祉事務所の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

ア 志村福祉事務所において、消耗品の購入に係る支出関係書類に添付している見積書のうち契約の相手方以外の見積書が、徴取時点において既に廃業していた者（以下「非契約者」という。）が発行した見積書であることが判明した。また、非契約者が既に廃業していたことを含め、非契約者の状況を何ら把握しておらず、適切な手続きにより非契約者から見積書を徴したとは言い難いものであった。

イ 契約の相手方と非契約者は以前の同業者であり、志村福祉事務所は、契約の相手方から契約の相手方と非契約者を見積書を合わせて受領したことが判明した。

ウ 以上の案件は、令和4年度において1件54,945円、令和5年度において1月末日現在で1件54,780円となっていた。

随意契約による契約事務手続きについて、東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）第35条に、「区長は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書（電子調達案件にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴するものとする。」と定めている。

また、「契約事務の手引」には、「規則第65条第1号に規定する契約で、物品の購入等、競争性があるものについては、小規模事業者登録制度に登録している事業者から見積を徴するときなどの例外を除き、なるべく2者以上の者から見積書を徴し、支出予定金額（予定価格）

以下で最低価格を提示した者を契約の相手方とすること」としている。

さらに、平成 19 年 7 月 4 日付け 19 板総契第 189 号「主管課における契約行為について（依頼）」において、「見積書を他社の分も一緒に提出させる」行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に規定する「入札談合等関与行為」に該当する可能性があるとして、注意喚起が行われている。

以上のことから本案件は、2 者以上の見積書を 1 者から徴することにより規則第 35 条及び契約事務の手引に則った事務手続きを装うもので、入札談合等関与行為に該当する可能性がある行為が繰り返し行われており、その事務処理は不適正である。

志村福祉事務所は、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、組織内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底について厳格に取り組む必要がある。

(志村福祉事務所)